

マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会

平成25年10月16日
警察庁刑事局組織犯罪対策部

第3回配布資料

<目次>

資料1 現行犯収法に基づく顧客管理制度とFATF勧告等が求める措置

【論点関連資料】

資料2 各論点詳細資料

資料3 前回有識者懇談会報告書要旨（論点関係部分）

資料4 第3次勧告及び第4次勧告比較対照表（論点関係部分）

資料5 FATFによる諸外国の審査状況等（論点関係部分）

【追加資料】

追加資料1 諸外国における敷居値に関する規定

追加資料2 FATF「PEPsガイダンス（2013年6月）」抄訳

追加資料3 介護保険法に定める実質的支配者に関する規定

FATF 勧告・指摘

FATF 勧告・指摘

2 本人特定事項の確認に際しては、
 >写真付きの書類を使用すること
 >写真付きでない書類を使用する場合は、信頼できる他の書類によって補完すること等のリスク軽減措置を執ること等が必要である

3 >実際に窓口で手続をする取引担当者に権限が委任されていることを確認するためには、社員証等では不十分であり、委任状等の権限が明確になるものに限る必要がある

4 >顧客の実質的支配者が法人（例：大株主である親会社）であった場合には、さらにその法人の実質的支配者を確認するなど、実質的支配者として自然人（例：親会社を実質的に支配している者）が出てくるまで遡って確認する必要がある

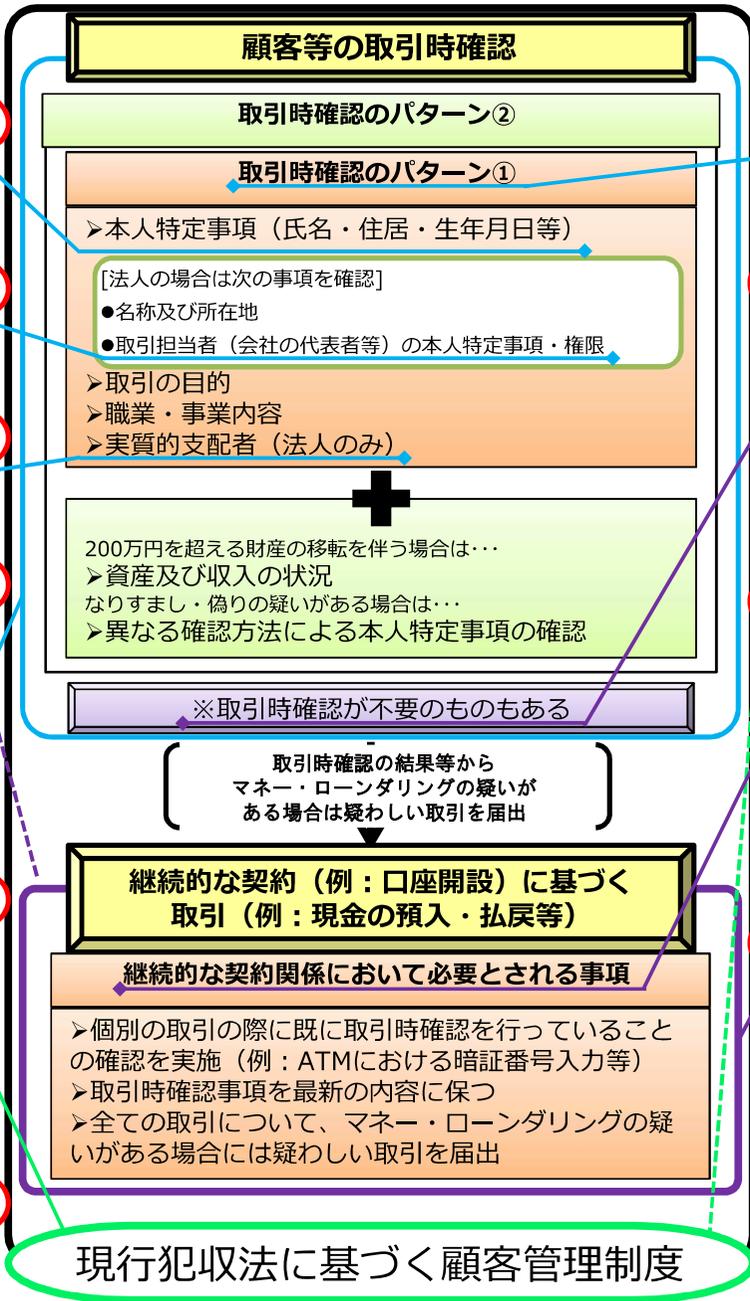
5 >顧客が国外PEPs（※）であるか否かを確認することを義務付ける必要がある
 >顧客が国外PEPsの場合は、リスクが高いものとして位置付け、取引の際の上級管理者の承諾、財産の源泉の立証、厳格な継続的監視等を義務付ける必要がある

※PEPsとは・・・
 政治家、政府高官、司法官、軍当局者等の、特に重要な公的な機能を任されている（いた）個人

リスクベース・アプローチ

9 次のようなリスクベース・アプローチを導入する必要がある【国の責務】
 >自国におけるリスクの評価等を行い金融機関等に示すこと
 >国がリスクが高いと評価する場合は金融機関等が厳格な措置を執るよう確保すること・・・等
 ※国がリスクが低いと評価したものは、簡素化された顧客管理措置を執ることを認めることも可能【金融機関等】
 >業務のリスク評価等を行い、結果を書面化すること
 >リスク管理のための方針や監視機能を持つこと
 >リスクが高いとされる場合に厳格な措置を執ること・・・等

10 >日本に居住していない顧客
 >プライベートバンキング
 >非対面の業務関係又は取引（例：インターネット取引）等を厳格な顧客管理措置（参照）の対象とする必要がある



1 >関連する複数の取引の合計額が敷居値を超える場合に取引時確認を行う必要がある

6 >リスクが低いということは国がリスク評価によって示す必要がある
 その上で、リスクがゼロではないものは、
 >取引時確認を簡素化することは認められるが、全く不要とすることはできない

また、国がリスクがないと評価したため、取引時確認を不要としたものであっても、
 >マネー・ローンダリングの疑いが具体的に生じた場合は確認のための措置を執る必要がある

7 継続的顧客管理として、
 >収集した情報等と、取引が整合的かどうかを確認する取引の精査が必要である

さらに、リスクが高い場合は、
 >顧客に関する追加情報等の入手、頻度の高い取引の精査(精査結果の記録・保存も含む)、取引を継続するに当たっての上級管理者の承諾等の厳格な継続的顧客管理が必要である

8 >重要性及びリスクに応じて、既存顧客（現行犯収法で必要とされる取引時確認がなされていない、以前からの顧客）に対する顧客管理措置を行う必要がある

【凡例等】
 ○：論点番号
 □：FATF勧告・指摘の内容
 （青～第2回、紫～第3回、緑～第4回に議論予定）
 リスク：マネー・ローンダリングに利用されるおそれという

現行犯収法に基づく顧客管理制度

各論点詳細資料

- 2 - 1 : 取引時確認を行わないことができる取引について（論点 ）
- 2 - 1 : 規則 4 条に定める取引（論点 ）
- 2 - 1 : マネー・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客管理措置について（論点 ）

- 2 - 2 : 継続的な取引における顧客管理措置について（論点 ）
- 2 - 2 : リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について（論点 ）
- 2 - 2 : 異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について（論点 ）

- 2 - 3 : 既存顧客に対する顧客管理について（論点 ）

犯収法の特定取引

- ・ 預貯金契約の締結
- ・ 保険契約の締結
- ・ 大口現金取引
- ・ ファイナンスリース契約の締結

法第 4 条 1 項又は
2 項による
取引時確認

取引時確認の対象から除かれる取引

- ・ 保険料の積立の払戻しが無い保険契約の締結
- ・ 国又は地方公共団体に対する大口現金取引
- ・ 1 回に支払われる賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース契約の締結

規則第 4 条に該当
する場合は取引時
確認不要

F A T F の指摘

➤ F A T F 勧告における「簡素化された顧客管理」とは、取引時確認がいらぬということを意味するものではない。

F A T F の指摘

➤ 取引時確認を行わないことができるのは、国がマネー・ローンダリングのリスクが本質的に低いことを証明する調査結果を示した場合に限られるが、その証明がなされていない。

参考

- ◆ アメリカでは、国営企業等の特定の取引については、規定外の本人確認の取扱が認められている。
- ◆ シンガポールでは、マネロン・テロ資金供与のリスクが低く、十分に顧客の身元確認が可能と認められる場合に、簡素化された措置の適用が認められている。

規則4条に定める取引

条項	取引の内容	
1 項	1 号	証券会社等が破綻等した場合に顧客への弁済に充てるために法律上締結が義務付けられている金銭信託契約
	2 号	保険料の積立の払戻しがない年金、保険等 払い戻し総額が保険料支払い総額の8割未満の保険契約
	3 号	適格退職年金契約、団体扱い保険等
	4 号	有価証券市場（取引所）等において行われる取引
	5 号	日本銀行において振替決済される国債取引等
	6 号	金銭の貸付等のうち、 ・日本銀行において振替決済されるコール取引などの金銭貸借 ・保険料の積立の払戻しがない保険契約等に基づく貸付契約 ・オートローン契約等
	7 号	200万円を超える現金取引、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引等のうち、 ・無記名の公社債を特定事業者側が担保に供する行為 ・税金や罰金等における金品の国庫への納入 ・他行ATMを通じた預金の払い戻し・預け入れ（200万円を超える場合を除く） ・支払を受ける側で本人確認等がなされているもの（200万円を超える場合を除く）
	8 号	社株法上の「特別口座」の開設
	9 号	SWIFT（国際銀行間通信協会）を通して行われる特定事業者等との間の取引
	10 号	賃貸人が1回に受け取る賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース契約
	11 号	現金以外の支払方法による貴金属等の売買契約（200万円を超える場合を除く）
	12 号	電話受付代行業者であることを第三者に明示する旨が規定されている電話受付代行の役務提供契約 コールセンター業務等の契約
	13 号	国等が法令上の権限等に基づき行う取引
2 項	1 号	任意後見契約の締結
	2 号	国等が法令上の権限等に基づき行う取引

マネー・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客管理措置について

資料 2 - 1

敷居値以下の金額の取引

- ・ 200万円以下の現金取引
- ・ 200万円以下の宝石・貴金属等の売買契約の締結

等

規則第4条に該当する取引

- ・ 保険料の積立の払戻しがない保険契約の締結
- ・ 国又は地方公共団体に対する大口現金取引
- ・ 1回に支払われる賃貸料の額が10万円以下のファイナンスリース契約の締結

等

◆取引時確認不要

◆マネー・ローンダリングの疑いがあるときには、疑わしい取引の届出が必要

F A T F の指摘

➤取引時確認の省略あるいは簡素な取引時確認が認められる場合であっても、マネー・ローンダリングの疑いがあるときは、顧客管理措置を講じなければならない。

F A T F 勧告の解釈ノート

➤ただし、疑わしい取引の届出をしようとしていることが顧客に察知されるリスクがあるときは、顧客管理措置をとらずに、疑わしい取引の届出を行わなければならない。（内報の禁止）

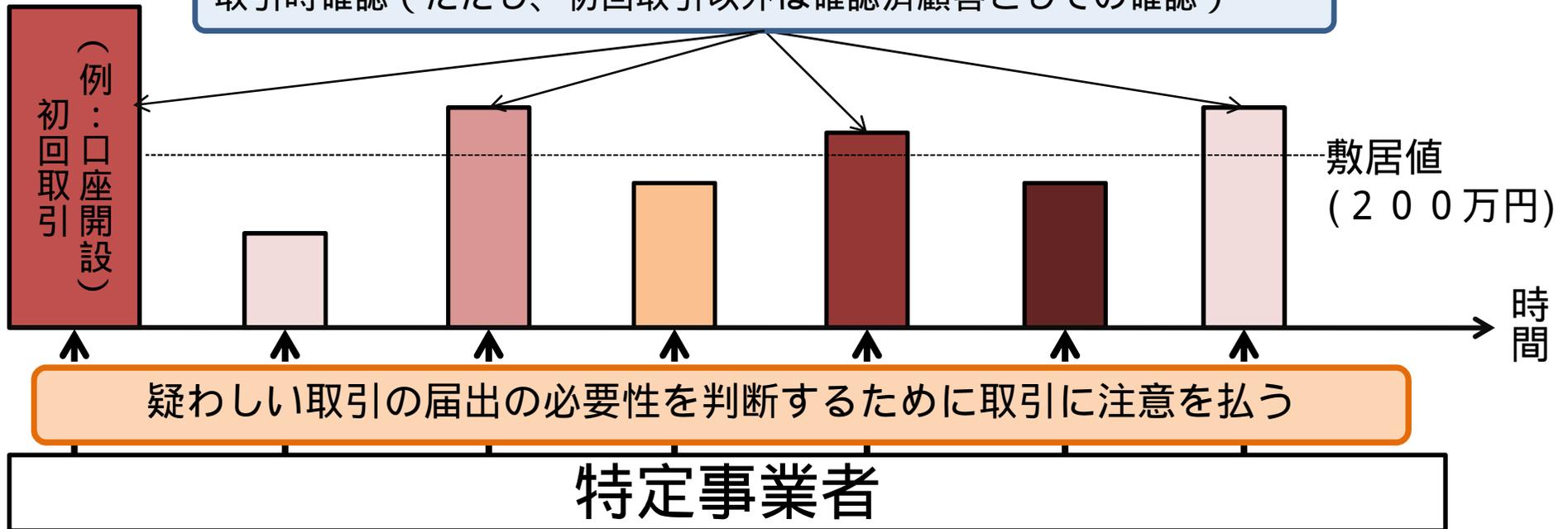
参考

◆アメリカ、イギリス、イタリア、フランスでは、マネロン・テロ資金供与の疑いがある場合に対して、顧客管理措置をとるよう義務付けている。

継続的な取引における顧客管理措置について

資料 2 - 2

取引時確認（ただし、初回取引以外は確認済顧客としての確認）



FATFの指摘

➤ 疑わしい取引の届出義務の反射的效果として取引に注意を払う義務があるというのは不十分で、以下のことを明確に法令に義務付けられなければならない。

✓ 顧客との取引関係が継続している限り、事業者が保有している顧客に関する情報に照らし、実際の取引に不審な点がないか精査を継続すること。

参考

◆ イギリス、イタリア、フランス、シンガポールでは、継続的顧客管理（取引の精査）を行うことを義務付けている。

取引時確認	
< 特定取引 >	確認事項
<p>< 高リスク取引 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なりすまし、偽りの疑いがある取引 ・ イラン、北朝鮮に居住・所在する者との取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人特定事項 ・ 取引目的、職業 ・ 実質的支配者 ・ 資産、収入
<p>< 通常の取引 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人特定事項 ・ 取引目的、職業 ・ 実質的支配者
<p>< 低リスク取引 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国等との取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人特定事項 <p>他</p>

継続的な顧客管理

< 特定業務に係る取引 >

疑わしい取引の届出義務の
反射的效果としての継続的
な顧客管理

F A T F の指摘

➤ 高リスク取引の範囲が狭すぎる。
(例えば、PEPs、プライベート
バンキング、非居住者なども含
まれていない。)

F A T F の指摘

➤ 高リスク取引については、通常の継続的顧客管理をさらに
厳格に行う「厳格な顧客管理」の対象とされなければならない。
(「厳格な顧客管理」の例： 追加情報の入手、上級管理者
の承諾、厳格なモニタリング 等)

参考

◆ アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、シンガポールでは、追加的な措置等厳格な顧客管理措置を行うことを義務付けている。

異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について

資料 2 - 2

取引時確認

< 特定取引 >

< 高リスク取引 >
= 法第 4 条 2 項に定める取引

継続的な顧客管理
< 特定業務に係る取引 >

F A T F の指摘

➢ 高リスク取引については、通常の継続的顧客管理をさらに厳格に行う「厳格な顧客管理」の対象とされなければならない。

F A T F の指摘

- 明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な又は異常な大口取引、又は異常な取引形態に対し、特別の注意を払うことが義務付けられていない。
- 上記のような取引について、調査を行い、その結果を文書化し保存することが義務付けられていない。

参考

- ◆ イタリア、フランス、シンガポールでは、異常な大口取引等に対して特別の注意を払うこと及び当該取引に係る記録の保存を義務付けている。
- ◆ アメリカでは、異常な大口取引等のハイリスク取引に対して、特別な注意を払うよう体制の整備及び記録の保管を義務付けている。

既存顧客に対する顧客管理について

資料 2 - 3

既存顧客とは

国内での義務が効力を生じた日（現行犯収法施行日）において既に取引を開始している顧客

犯罪収益移転防止法

犯収法制定（改正）前の顧客に関する取扱い

相当する確認が行われているとき

→ 「確認済顧客」として取り扱う。

（特定取引を行う場合、例えばキャッシュカードと暗証番号の確認を行う。）

相当する確認が行われていないとき

→ 特定取引を行う場合、改めて取引時確認を行う。

（ただし、開設済口座に基づく取引などは、特に手続きなく継続できる。）

F A T F の指摘

➤ 重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を行うことが義務付けられていない。

参考

- ◆ イタリアでは、既存顧客に対する顧客管理を完了させるよう義務付けている。
- ◆ イギリス、シンガポールでは、重要性・リスクに応じて、顧客管理を行うことを義務付けている。
- ◆ アメリカでは、顧客情報が真正であると信ずるに足る合理的な理由がある場合以外は、顧客管理を行うことを義務付けている。

有識者懇談会報告書(平成22年7月20日)要旨(論点関係部分)

論点	報告書要旨
<p>-1:取引時確認を行わないことができる取引について</p> <p>-2:マネー・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客管理措置について</p>	<p>特に議論はなし。</p>
<p>-1:継続的な取引における顧客管理について</p>	<p>[報告書 P8～9]</p> <p>継続的な顧客管理の義務付けについては適当ではある。</p> <p>継続的な顧客管理の実施は、取引の異常性の発見、非対面取引におけるなりすましの防止に資するが、すべての顧客管理情報を定期的に最新のものにすることはコスト面からほぼ不可能であり、リスクベース・アプローチを採用し、マネー・ローンダリングの危険性の高い取引に絞って実施することが現実的。</p> <p>継続的な顧客管理の実施を法的義務とした場合には義務の範囲を明確に規定する必要があるが、その内容は業種・業態や取引態様によって異なるものと考えられる。</p>
<p>-2:リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について</p>	<p>[報告書 P10]</p> <p>事業者がその限られた資源をマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に効果的に投入するという観点から望ましく、その趣旨に沿った顧客管理措置を法令に規定することは適当である。</p> <p>マネー・ローンダリングの危険性の評価は、職業、資産などの顧客属性に基づいた評価には限界があり、プライベートバンキング、非居住者への送金、頻繁な多額の取引、多数の口座開設などの取引態様や、国連安保理決議による制裁対象国に居住し、又は所在する者との間の取引であるか否かなどに着目して評価することが考えられる。</p>
<p>-3:異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について</p>	<p>特に議論はなし。</p>
<p>:既存顧客に対する顧客管理について</p>	<p>特に議論はなし。</p>

論点6 - 1 取引時確認を行わないことができる取引について(勧告5)(新勧告1、10)

取引時確認を行わないことができるのは、国がマネー・ロンダリングのリスクが本質的に低いことを証明する調査結果を示した場合に限られるが、その証明がなされていない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	<p>[勧告5]</p> <p>顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。</p> <p>a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報4を用いて、顧客の身元を確認し、照合する。</p> <p>b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置も含まれるべきである。</p> <p>c) 業務関係の目的及び所与の性質に関する情報を取得する。</p> <p>d) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と総合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。</p> <p>金融機関は、上記a)からd)のそれぞれの顧客管理措置を適用すべきであるが、顧客、業務関係又は取引の種類によるリスクに応じて当該措置の程度を決定できる。当該措置は、権限ある当局が発出するガイドラインと整合的であるべきである。リスクの高い分野については、金融機関は厳格な顧客管理を行うべきである。<u>リスクが低い特定の状況では、各国は、金融機関が軽減又は簡素化された措置を適用できるよう決定できる。</u></p>	<p>[勧告1]</p> <p>各国は、自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び把握すべきであり、当該リスクを評価するための取組を調整する関係当局又はメカニズムを指定することを含み、当該リスクの効果的な軽減を確保するために行動し、資源を割り当てるべきである。各国は、当該評価に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与を防止し又は低減するための措置が、特定されたリスクに整合的なものとなることを確保するため、リスク・ベース・アプローチ(RBA)を導入すべきである。この方法は、資金洗浄及びテロ資金供与対策の体制やFATF勧告全体にわたるリスクに応じた措置の実施における資源の効率的な配分にあたっての本質的基礎とならなければならない。各国は、リスクが高いと判断する場合、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制が当該リスクに十分に対処することを確保しなければならない。<u>各国は、リスクが低いと判断する場合、一定の条件の下で、いくつかのFATF勧告の適用に当たって、簡素化された措置を認めることを決定してもよい。</u></p> <p>各国は、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家(DNFBPs)に対し、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきである。</p> <p>[勧告10]</p> <p>措置すべき顧客管理は次のとおりである。</p> <p>(a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報4を用いて、顧客の身元を確認し、照合すること。</p> <p>(b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握することも含まれるべきである。</p> <p>(c) 業務関係の目的及び所与の性質に関する情報を把握し、必要に応じて取得する。</p> <p>(d) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と総合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。</p> <p>金融機関は、上記a)からd)のそれぞれの顧客管理措置を適用することが求められるべきであるが、<u>この勧告及び勧告1の解釈ノートに基づくリスク・ベース・アプローチにより、当該措置の程度を決定するべきである。</u></p>

	第3次勧告	第4次勧告
<p>解釈ノート</p>	<p>[勧告5関係]</p> <p>(簡素化又は軽減された顧客管理措置)</p> <p>9. 原則として受益者の身元確認を含め、全ての顧客は顧客管理措置の対象とされなければならない。しかしながら、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが比較的小さい場合や、顧客及び受益者の身元に係る情報が公的に入手できる場合、その国のシステムにおいて十分な検査、監督機能が存在する場合、といった状況がある。そうした状況下では、金融機関が顧客及び受益者の身元確認や照合を行う際、簡素化又は軽減された顧客管理措置をとることを許容することが合理的である。</p> <p>10. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は以下の種類の顧客例に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関----FATF勧告に沿って資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服しており、また、それらの遵守状況につき監視されている金融機関 ・開示義務の規制が及んでいる公開企業 ・政府機関又は政府企業 <p>11. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は、当該指定非金融業者及び職業専門家がFATF勧告に整合的な資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服し、また当該義務の遵守状況を監視し、確保するための効果的なシステムに服している場合には、指定非金融業者及び職業専門家が保有する共同口座の受益者にも適用され得る。また、銀行は、口座保有機関が職業的金融仲介人たる顧客に、当該仲介人自身の顧客（銀行からみて受益者）に対する顧客管理措置を依存できる状況に関する特別のガイダンスを提示しているパーゼルCDDペーパー（2.2.4章）を参照すべきである。関連ある場合には、当該CDDペーパーは他の金融機関で保有される同様の口座についてもガイダンスとなり得る。</p> <p>12. 簡素化又は軽減された顧客管理措置は以下の種類の資産や取引にも適用され得る。</p> <p>(例示列挙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間保険料1,000ドル/ユーロ以下、一時払保険料2,500ドル/ユーロ以下の生命保険契約 ・解約及び返戻条項がなく、担保として使用できない年金保険契約 ・年金、退職手当、その他従業員に退職給付金を付与するのと同様の仕組みで、掛け金が給与から引き落とされ、同仕組みにおいて会員の持分譲渡を約款上禁じるもの <p>13. 各国は、こうした簡素化措置を自国の顧客のみに適用するか、FATF勧告を遵守し効果的に実施している外国からの顧客にも適用を認めるかを決定できる。</p> <p>簡素化された顧客管理措置は、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがある場合若しくはリスクの高い場合には、適用を許容すべきではない。</p>	<p>[勧告1関係]</p> <p>2. リスク・ベース・アプローチの実施において、金融機関及びDNFBPsは、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価、監視、管理及び低減するための適切なプロセスを有すべきである。リスク・ベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合に各国が金融機関やDNFBPsにそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置をとることを求めるべきことであり、同様に、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されることである。簡素化された措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるときには許容されるべきではない。特定の勧告は、この基本原則がどのように個別の義務に適用されるかをより明確に規定している。極めて限定的な環境かつ資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低いと証明される場合に、各国はある一定の勧告を、特別なタイプの金融機関や金融活動、もしくはDNFBPs（後述参照）に適用しないことを決定することもできる。同様に、各国はリスク評価を通じて、資金洗浄及びテロ資金供与の悪用リスクが存在する機関、活動、事業又は職業専門家のタイプが存在することを発見し、それらが金融機関又はDNFBPの定義に入っていないのであれば、各国は資金洗浄・テロ資金供与対策の義務をそのようなセクターへ適用することを検討すべきである。</p> <p>(A、各国の義務と決定)</p> <p>3. リスクの評価-各国は自国の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価するための適切な手段を講じるべきである。それらは継続して行われるものであり、() 法律、規制及び他の措置の変更を含む資金洗浄・テロ資金供与対策の体制についての変更の可能性を知らせること、() 権限ある当局による資金洗浄・テロ資金供与対策における資源の配分及び優先付けに資すること、() 金融機関やDNFBPsによって行われる資金洗浄及びテロ資金供与のリスク評価のために情報を使用可能とすること、の目的のために行われる。各国は評価を最新のものとし、適切な情報をすべての関連する権限ある当局や自主規制機関、金融機関及びDNFBPsへ提供するメカニズムを持つべきである。</p> <p>5. 低リスク-各国は、金融機関又はDNFBPsに対し特定の対応をとることを求めているいくつかのFATF勧告について、パラグラフ3で述べているとおり、リスクが低いことが特定されていることが示され、それが国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスク評価と整合的である場合には、簡素化された措置をとることを決定することができる。</p> <p>前パラグラフによる、ある一定の低リスクカテゴリーを特定することの決定とは無関係に、各国は金融機関やDNFBPsに対し、セクションB（「金融機関及びDNFBPsの義務と決定」）とパラグラフ7で規定されるとおり、簡素化された顧客管理措置を適用することを許容することができる。</p> <p>6. 適用除外-各国は、金融機関又はDNFBPsへある一定の対応をとることを求めるいくつかの勧告について、以下の条件の場合、適用しないことを決定することができる。</p> <p>(a) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低いことが証明されていること；極めて限定的で、かつ、正当化される環境において起こり得ること；特別なタイプの金融機関、活動、もしくはDNFBPに関連すること；又は</p> <p>(b) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低い中で、自然人又は法人によって行われる一見取引もしくは（定量的かつ絶対的評価基準を考慮して）極めて限定的な機会に行われる金融活動（資金移動取引を除く）。</p>

	第3次勧告	第4次勧告
<p>解釈ノート</p>		<p>7. リスクの監督及び監視-監督者（もしくはDNFBPsに関する自主規制機関）は、金融機関やDNFBPsが、後段で規定される義務を効果的に履行できることを確保しなければならない。この役割を担う場合、解釈ノート26と28に従って、監督者と自主規制機関は資金洗浄及びテロ資金供与のリスク要因や、金融機関やDNFBPsによって提供されたリスク評価を審査し、この審査の結果を考慮しなければならない。</p> <p>（B、金融機関及びDNFBPsの義務と決定）</p> <p>8. リスクの評価-金融機関及びDNFBPsは、（顧客、国、地政学的な地域；商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに係る）自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価するための適切な手段をとらなければならない。金融機関及びDNFBPsは評価の根拠を証明し、評価を更新し続け、リスク評価の情報を権限ある当局や自主規制機関へ提供するための適切なメカニズムを持つことができるよう、それら評価を書面化しなければならない。資金洗浄・テロ資金供与とリスクの性質と範囲は、事業の本質や規模に相応しいものであるべきである。セクター特有の個別のリスクが明らかに特定され把握されている場合、個別のリスク評価を実証することが権限ある当局や自主規制機関に求められていない場合であっても、金融機関及びDNFBPsは常に自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを把握しなければならない。</p> <p>9. リスクの管理と低減-金融機関及びDNFBPsは、（国、金融機関又はDNFBPsによって）特定されたリスクを効果的に管理し低減することができるよう、方針、管理機能及び手続を持たなければならない。金融機関及びDNFBPsは、それらコントロール機能が履行されていることを監視し、必要に応じて強化しなければならない。方針、管理機能及び手続は上級管理者によって承認されるべきであり、（高低にかかわらず）リスクを管理し低減するためにとられる措置は国が定める義務と権限ある当局及び自主規制機関のガイダンスに整合的なものでなければならない。</p> <p>10. 高リスク-リスクが高いと判断する場合、金融機関及びDNFBPsはリスクを管理し低減するために厳格な措置を講じなければならない。</p> <p><u>11. 低リスク-リスクが低いと判断する場合、各国は金融機関及びDNFBPsがリスクを管理し低減するために簡素な措置をとることを認めることができる。</u></p> <p>12. リスクを評価する場合、金融機関及びDNFBPsは、全体的なリスクレベルと適用されるべきリスク低減の適切な度合いを決定する前に、すべての関連するリスク要因を検討しなければならない。金融機関とDNFBPsは、様々なリスク要因から成るリスクのタイプとレベルによって、措置の度合いを分けることができる。（例えば、特別な状況の場合、金融機関とDNFBPsは顧客受入れの際に通常の顧客管理措置を適用し、取引関係の継続的な監視において厳格な措置を適用することができる、もしくはその反対など。）</p>

	第3次勧告	第4次勧告
<p>解釈ノート</p>		<p>[勧告10関係] (H.リスク・ベース・アプローチ) 14. 以下の例は、FATFの基準の義務的な要素ではなく、ガイダンスとして基準に含まれるものに過ぎない。この例示は包括的なものを意図したのではなく、また、有益な指標ではあるものの、全ての状況において関連するものでもない。</p> <p>(より低いリスク) <u>16. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い状況がある。このような状況では、当該国又は金融機関による適切なリスク分析が行われていることを条件に、金融機関に対して簡素化された顧客管理措置を許容することが合理的とされる場合がある。</u></p> <p><u>17. 顧客の種類、国又は地域、個別の商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関連する資金洗浄及びテロ資金供与リスクを評価するとき、潜在的に低リスクな状況の例としては次のようなものを含む。</u></p> <p>(a) 顧客のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関及びDNFBP - FATF勧告と統合的な資金洗浄・テロ資金供与対策の義務が課され、これらの義務を効果的に実施し、その遵守を確保するために効果的な監督又は監視下にあること。 ・ 株式市場に上場し、(株式市場のルール、若しくは法令又はその他の法的強制力のある手段のいずれかにより) 開示義務が課されている公開会社で、受益者に関する適切な透明性確保が義務付けられている場合。 ・ 行政組織又は公の団体。 <p>(b) 商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関するリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の低い生命保険契約(例: 年間の保険料が1,000ドル・ユーロ以下又は一時払い保険料が2,500ドル・ユーロ以下)。 ・ 解約条項がなく、保険証書が担保として利用できない年金保険契約。 ・ 年金、退職手当、その他従業員に退職給付を付与する類似の仕組みで、給与から控除で掛け金が支払われ、当該仕組みにおいて、加入者の持分譲渡が禁じられているもの。 ・ 金融包摂の目的から、適切に定義づけられ、特定の種類の顧客にのみサービスを提供する金融商品又は金融サービス。 <p>(c) 国のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互審査又は詳細な評価報告書などの信頼のできる情報源により効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策が取られていると特定された国。 ・ 信頼のおける情報によって汚職又は他の犯罪行為の水準が低いと特定された国。 <p>リスク評価を行うに当たり、各国又は金融機関は、適当であると認めるときに、同じ国の異なる地方や地域における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを考慮することもできる。</p> <p><u>18. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクの特定に当たってリスクが低いとされたことは、特に、継続している取引のモニタリングの場合などにおいて、自動的に同じ顧客が全ての種類の顧客管理措置において低リスクであることを意味するものではない。</u></p>

	第3次勧告	第4次勧告
解釈ノート		<p>(リスク変数)</p> <p>19. 顧客、国又は地理的な場所、個別の商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを評価するとき、金融機関は、これらのリスクに関する変数を考慮しなければならない。これらの変数は、単独又は他のものと組み合わせて、潜在的なリスクを増減させることもあり、そのため、顧客管理措置の適切なレベルにも影響を与える。このような変数の例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座又は業務関係の目的 ・ 顧客が預託している資産のレベル又は取引の規模 ・ 業務関係の規則性又は期間 <p>(簡素化された顧客管理措置)</p> <p>21. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い場合には、金融機関は、低いリスクの性質を考慮した簡素化された顧客管理措置を行うことを許容される。簡素化された措置は、低いリスク要素と整合的でなければならない(例：簡素化された措置は顧客の受け入れと継続的なモニタリングにおいてのみ適用される)。可能な措置の例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務関係を確立した後に顧客及び受益者の身元を確認すること(例：口座取引が定義された数値を超えた場合) ・ 顧客の身元確認情報の更新頻度を減らすこと ・ 合理的な金額基準に基づき、継続的な取引関係のモニタリングや取引の精査のレベルを引き下げる ・ 業務関係の目的や所与の性質を理解するための特定情報の収集や特定の措置の実施を行わず、取引の種類やすでに確立している業務関係から取引の目的や性質を推測すること <p>資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合や個別の高いリスクシナリオが当てはまるような場合、簡素化された顧客管理は認められない。</p>
メソドロジー	<p>[資金洗浄対策・テロ資金対策の審査メソドロジー]</p> <p>(一般的な解釈及びガイダンス)</p> <p>23. 資金洗浄・テロ資金供与のリスク - それぞれの勧告及びそれぞれの不可欠基準について、金融機関が一定の措置をとることを義務付けられなければならない場合、審査員は通常、すべての金融機関がすべての指定された義務を満たさなければならないことを踏まえて、履行状況について審査しなければならない。ただし、FATF勧告において考慮すべきことは、金融機関の特定の種類について、又は顧客、商品若しくは取引の特定の種類についての資金洗浄又はテロ資金供与のリスクの程度である。したがって、各国は、リスクを考慮に入れ、以下のいずれかの条件が満たされた場合には、一定のFATF勧告の適用の限定を決定することができる。</p> <p>(a) 用語集で定義されている「金融機関」において定義されている金融活動が、非常に限られた回数(定量的かつ明確な基準を踏まえた上で)で実行され、資金洗浄又はテロ資金供与が行われるリスクがほとんどない場合</p> <p>(b) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低いと実証された上記以外の状況において、各国は、勧告の一部又はすべての義務を適用しないと決定することができる。ただし、この決定は厳しく限定され、正当化された場合のみ適用されなければならない。このメソドロジーの目的を達成するために、審査員は、リスクが低いと決定した過程及び結論の合理性が適切か否か、十分に確認しなければならない。</p>	<p>[序論]</p> <p>(一般的な解釈とガイダンス)</p> <p>(19)</p> <p>低リスク状況での免除 - マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低い場合、各国は金融機関及びDNFBPsへある一定の措置をとることを求めるいくつかの勧告について、適用しないことを決定することができる。そのような場合、各国は審査員に対し、勧告を適用しないと決定した基となる証拠と分析結果を提供しなければならない。</p> <p>[勧告1関係]</p> <p>(リスクの低減)</p> <p>(1.6)</p> <p>金融機関又はDNFBPsへある一定の対応をとることを求めるいくつかのFATF勧告を適用しないことを決定した国は、以下のことを証明しなければならない。</p> <p>(a) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低いことが証明されていること；極めて限定的で、かつ、正当化される環境において起こり得ること；特別なタイプの金融機関、活動、もしくはDNFBPに関連すること；又は</p> <p>(b) 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い中で、自然人又は法人によって行われる一見取引もしくは(定量的かつ絶対的評価基準を考慮して)極めて限定的な機会に行われる金融活動(資金移動取引を除く)。</p>

	第3次勧告	第4次勧告
メソドロジ	<p>[勧告5関係] (5.9) <u>リスクが低い場合、各国は、金融機関が軽減又は簡素化された措置をとることを決定できる。</u>原則として、顧客は、受益者の身元確認義務を含む完全な顧客管理措置の対象とされなければならない。<u>それにもかかわらず、資金洗浄もしくはテロ資金供与のリスクが低い、顧客及び顧客の受益者の身元の確認にかかる情報が公的に入手可能である、又は国内のシステムにより別途適切なチェックや管理ができるような状況が存在する。これらの状況下で、各国が、金融機関に対し、顧客及び受益者の身元を確認・照合する際に、簡素化又は軽減された顧客管理措置をとることを容認することには合理性がある。</u></p> <p>リスクが低い顧客、取引又は商品の事例としては以下のものが含まれる。 a) 金融機関。ただし、FATF勧告に総合的な資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服し、また当該義務の遵守状況を監督されている場合。 b) 開示義務の規制の及んでいる公開会社。これは、株式市場に上場しているか又はそれと類似の状況下にある会社に適用される。 c) 政府機関又は政府企業。 d) 年間保険料が1,000米ドル/ユーロ以下、一時払保険料が2,500米ドル/ユーロ以下の生命保険契約。 e) 解約条項がなく、保険証書が担保として利用できない年金保険契約。 f) 年金、退職手当、その他従業員に退職給付を付与する類似の仕組みで、給与からの控除で掛金が支払われ、当該仕組みにおいて、加入者の持分譲渡が禁じられているもの。 g) 指定非金融業者・職業専門家が保有する共同口座の受益者。ただし、指定非金融業者・職業専門家がFATF勧告に総合的な資金洗浄対策及びテロ資金対策の義務に服し、また当該義務の遵守状況を監視し、確保するための効果的なシステムに服している場合。</p> <p>(5.10) 金融機関が、簡素化又は軽減された顧客管理措置を、他国に居住する顧客に対して適用することを容認される場合、FATF勧告を遵守し、効果的に実施している国に限定して適用されなければならない。</p>	<p>(1.8) <u>各国は、リスクが低いと判断される場合、及びその状況が国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスク評価と整合的である場合には、金融機関やDNFBPsに遵守義務が課せられているいくつかのFATF勧告について簡素な措置をとることを認めることができる。</u></p> <p>(1.9) 監督者及び自主規制機関は、金融機関及びDNFBPsが勧告 1 に基づく義務を実施することを確保しなければならない。</p> <p>(金融機関及びDNFBPsの義務と決定)</p> <p>(リスク評価)</p> <p>(1.10) 金融機関及びDNFBPsは、(顧客、国、地政学的な地域; 商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに係る) 自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価、及び把握するための適切な手段をとらなければならない。この手段には、以下のことが求められていることを含む。 (a) リスク評価を書面化すること; (b) 全体的なリスクレベルと適切なレベル、適用されるべきリスク低減策の類型を決定する前に、すべての関連するリスク要因を検討すること; (c) リスク評価が最新のものに保たれていること;及び (d) リスク評価の情報を権限ある当局や自主規制機関へ提供するための適切なメカニズムを持つこと。</p> <p>(1.11) 金融機関及びDNFBPs以下のことを求められなければならない。 (a) (国、又は金融機関もしくはDNFBPのいずれかによって) 特定されたリスクを管理し低減することができるよう、上級管理者によって承認された方針、管理機能及び手続を持つこと; (b) リスクの管理機能が履行されていることを監視し、必要に応じて強化すること;及び (c) リスクが高いと判断される場合、当該リスクを管理し低減するために厳格な措置をとること。</p> <p>(1.12) <u>各国は、リスクが低いと判断される場合かつ基準1.9から1.11が満たされる場合に限り、金融機関及びDNFBPsに対して、簡素な措置を認めてもよい。</u>簡素化された措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるときには許容されるべきではない。</p> <p>[勧告10関係] (10.18) <u>国又は金融機関による適切なリスク分析に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低いと認められる場合のみ、金融機関は簡素化された顧客管理措置を採用することが許可される。</u>簡素化された措置は、通常の場合より低いリスク要因に相応したものでなければならないが、資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合又は特定のより高いリスクシナリオが適用される場合には、その限りではない。</p>

論点6-2 マネー・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客管理について(勧告5)(新勧告1、10)

取引時確認の省略あるいは簡素な措置が認められるような場合であっても、マネー・ローンダリングの疑いがあるときは、顧客管理措置を講じなければならない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	<p>[勧告5]</p> <p>金融機関は、以下の場合には、顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置をとるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがあるとき 	<p>[勧告10]</p> <p>金融機関は、以下の場合には、顧客管理措置をとることが求められるべきである。</p> <p>(iii) 資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがあるとき</p>
解釈ノート	<p>[勧告5関係]</p> <p>(顧客管理及び内報)</p> <p>1. 顧客との関係の確立又は継続において、若しくは一見取引を行うときに、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があると疑われる場合には、金融機関は、以下のことを行うべきである。</p> <p>a) 継続顧客が一見顧客を問わず、別段の規定の適用がない限り、適用除外や額とは無関係に、顧客及び受益者の身元確認及び照合に努めることが原則である。</p> <p>b) 勧告13に従って疑わしい取引の届出をFIUに提出すべきである。</p> <p>2. 勧告14により、金融機関、その取締役、幹部職員、従業員及び代理人は、疑わしい取引の届出又はその関連情報がFIUに報告されている事実を顧客に漏らすことは禁止される。こういう状況下で金融機関が顧客管理義務を実施しようとする、故意ではなくとも顧客に疑わしい取引の届出について察知され得るリスクがある。顧客に疑わしい取引の届出や捜査の可能性について察知されることは、その後、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いについての捜査活動に支障をきたしかねない。</p> <p>3. 従って、金融機関は、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があるとの疑いをもっても、顧客管理手続の実施に際しては顧客が察知し得るリスクを考慮すべきである。顧客管理手続の実施が顧客又は潜在的な顧客に対する内報となると金融機関が合理的に判断する場合には、金融機関は顧客管理手続の実施を止めることができ、疑わしい取引の届出を行うべきである。金融機関は、その従業員が顧客管理を行うにあたり、当該問題について留意し、気を付けることを確保すべきである。</p> <p>13. 各国は、こうした簡素化措置を自国の顧客のみに適用するか、FATF勧告を遵守し効果的に実施している外国からの顧客にも適用を認めるかを決定できる。</p> <p>簡素化された顧客管理措置は、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがある場合若しくはリスクの高い場合には、適用を許容すべきではない。</p>	<p>[勧告1関係]</p> <p>2. リスク・ベース・アプローチの実施において、金融機関及びDNFBPsは、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価、監視、管理及び低減するための適切なプロセスを有すべきである。リスク・ベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合に各国が金融機関やDNFBPsにそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置をとることを求めるべきことであり、同様に、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されることである。簡素化された措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるときには許容されるべきではない。</p> <p>特定の勧告は、この基本原則がどのように個別の義務に適用されるかをより明確に規定している。極めて限定的な環境かつ資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低いと証明される場合に、各国はある一定の勧告を、特別なタイプの金融機関や金融活動、もしくはDNFBPs(後述参照)に適用しないことを決定することもできる。同様に、各国はリスク評価を通じて、資金洗浄及びテロ資金供与の悪用リスクが存在する機関、活動、事業又は職業専門家のタイプが存在することを発見し、それが金融機関又はDNFBPの定義に入っていないのであれば、各国は資金洗浄・テロ資金供与対策の義務をそのようなセクターへ適用することを検討すべきである。</p> <p>[勧告10関係]</p> <p>(A. 顧客管理及び内報)</p> <p>1. 顧客との関係の確立又は継続において、若しくは一見取引を行うときに、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があると疑われる場合には、金融機関は、以下のことを行うべきである。</p> <p>(a) 継続顧客が一見顧客を問わず、別段の規定の適用がない限り、適用除外や額とは無関係に、顧客及び受益者の身元確認及び照合に努めることが原則である。</p> <p>(b) 勧告20に従って疑わしい取引の届出をFIUに提出すべきである。</p> <p>2. 勧告21により、金融機関、その取締役、幹部職員、従業員は、疑わしい取引の届出又はその関連情報がFIUに報告されている事実を顧客に漏らすことは禁止される。こういう状況下で金融機関が顧客管理義務を実施しようとする、故意ではなくとも顧客に疑わしい取引の届出について察知され得るリスクがある。顧客に疑わしい取引の届出や捜査の可能性について察知されることは、その後、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いについての捜査活動に支障をきたしかねない。</p> <p>3. 従って、金融機関は、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があるとの疑いを持って、顧客管理手続の実施に際しては顧客が察知し得るリスクを考慮すべきである。顧客管理手続の実施が顧客又は潜在的な顧客に対する内報となると金融機関が合理的に判断する場合には、金融機関は顧客管理手続の実施を止めることができ、疑わしい取引の届出を行うべきである。金融機関は、その従業員が顧客管理を行うにあたり、当該問題について留意し、気を付けることを確保すべきである。</p>

	第3次勧告	第4次勧告
解釈ノート		<p>(簡素化された顧客管理措置)</p> <p>21. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い場合には、金融機関は、低いリスクの性質を考慮した簡素化された顧客管理措置を行うことを許容される。簡素化された措置は、低いリスク要素と整合的でなければならない(例: 簡素化された措置は顧客の受け入れと継続的なモニタリングにおいてのみ適用される)。可能な措置の例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務関係を確立した後に顧客及び受益者の身元を確認すること(例: 口座取引が定義された敷居値を超えた場合) ・ 顧客の身元確認情報の更新頻度を減らすこと ・ 合理的な金額基準に基づき、継続的な取引関係のモニタリングや取引の精査のレベルを引き下げること ・ 業務関係の目的や所与の性質を理解するための特定情報の収集や特定の措置の実施を行わず、取引の種類やすでに確立している業務関係から取引の目的や性質を推測すること <p>資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合や個別の高いリスクシナリオが当てはまるような場合、簡素化された顧客管理は認められない。</p>
メソドロジー	<p>[勧告5関係] (5.2) 金融機関は、以下の場合に顧客管理 (CDD) 措置を行うことを義務付けられなければならない。 d) FATF勧告に規定された例外規定又は基準額にかかわらず、資金洗浄もしくはテロ資金供与の疑いがあるとき</p> <p>(5.11) 簡素化された顧客管理措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるとき若しくは特定のリスクの高い事例に該当する場合には、適用してはならない。</p>	<p>[勧告1関係] (1.12) 各国は、リスクが低いと判断される場合かつ基準1.9から1.11が満たされる場合に限り、金融機関及びDNFBPsに対して、簡素な措置を認めてもよい。簡素化された措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるときには許容されるべきではない。</p> <p>[勧告10関係] (10.2) 金融機関は、以下の場合には、顧客管理措置をとることが求められなければならない。 (d) FATF勧告で言及のある除外や敷居値にかかわらず、資金洗浄及びテロ資金提供の疑いがある場合</p> <p>(10.18) 国又は金融機関による適切なリスク分析に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低いと認められる場合にのみ、金融機関は簡素化された顧客管理措置を採用することが許可される。簡素化された措置は、通常の場合より低いリスク要因に相応したものでなければならないが、資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合又は特定のより高いリスクシナリオが適用される場合には、その限りではない。</p> <p>(顧客管理と内報) (10.20) 金融機関が資金洗浄及びテロ資金供与の疑いを持つ場合であって、顧客管理措置のプロセスをとることが顧客への内報につながると合理的に判断する場合、顧客管理プロセスを行わないことが認められ、その代わりに、疑わしい取引の届出が求められなければならない。</p>

論点7 - 1 継続的な取引における顧客管理について（勸告5）（新勸告10）

顧客との取引関係が継続している限り、事業者が保有している顧客に関する情報に照らして、実際の取引に不審な点がないか精査を継続することが、明確に法令に義務付けられていない。

	第3次勸告	第4次勸告
勸告	<p>[勸告5] 顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。 d) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。</p>	<p>[勸告10] 措置すべき顧客管理は次のとおりである。 (d)顧客、業務、リスク、及び必要な場合には資金源について、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、業務関係に関する継続的な顧客管理及び当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行う。</p>
解釈ノート	(記載なし)	<p>[勸告10関係] (継続的な顧客管理) 23. 金融機関は、特に顧客が高いリスクのカテゴリーに属する場合には、顧客管理の過程で収集された文書、データ又は情報を常に更新すべきであり、既存の記録の見直しによってそれらに関連づけることが求められるべきである。</p>
メソドロジー	<p>[勸告5関係] (5.7) 金融機関は、業務関係に関する継続的な管理を行うことを義務付けられなければならない。 (5.7.1) 顧客、業務、リスク、必要な場合は資金源に関して、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、継続的顧客管理には、業務関係を通じて行われた取引の精査が含まれなければならない。 (5.7.2) 金融機関は、特にリスクの高い分野の顧客もしくは業務関係に対しては、現存する記録を再確認することにより、顧客管理の過程で収集された文書、データ又は情報が最新かつ適切なものであるように確保することを義務付けられなければならない。</p>	<p>[勸告10関係] (10.7) 金融機関は、以下のことを含む、業務関係に関する継続的な顧客管理を行わなければならない。 (a) 顧客、業務、リスク、及び必要な場合は資金源について、金融機関の認識と整合的に取引が行われることを確保するため、当該業務関係を通じて行われた取引の精査を行うこと、及び (b) 顧客管理の過程で収集された文書、データ又は情報を常に更新し、既存の記録の見直しによって、それらに関連付けを確かにすること。特に顧客が高いリスクのカテゴリーに属する場合には求められる。</p>

論点7-2 リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について（勧告5）（新勧告10）

高リスク取引に、PEPs、プライベートバンキング、非居住者である顧客等が含まれていない。

また、高リスク取引について、強化された顧客管理措置（追加情報の入手、上級管理者の承認、厳格なモニタリング等）の対象となっていない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	<p>[勧告5] 金融機関は、上記a)からd)のそれぞれの顧客管理措置を適用すべきであるが、顧客、業務関係又は取引の種類によるリスクに応じて当該措置の程度を決定できる。当該措置は、権限ある当局が発出するガイドラインと整合的であるべきである。リスクの高い分野については、金融機関は厳格な顧客管理を行うべきである。リスクが低い特定の状況では、各国は、金融機関が軽減又は簡素化された措置を適用できるよう決定でき</p>	<p>[勧告10] 金融機関は、上記a)からd)のそれぞれの顧客管理措置を適用することが求められるべきであるが、この勧告及び勧告1の解釈ノートに基づくリスク・ベース・アプローチにより、当該措置の程度を決定するべきである。</p>
解釈ノート	<p>(記載なし)</p>	<p>[勧告10関係] (H.リスク・ベース・アプローチ) 以下の例は、FATFの基準の義務的な要素ではなく、ガイダンスとして基準に含まれるものに過ぎない。この例示は包括的なものを意図したものではなく、また、有益な指標ではあるものの、全ての状況において関連するものでもない。</p> <p>(より高いリスク) 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが通常よりも高いような状況があるときは、厳格な顧客管理措置がとられなければならない。顧客、国、又は地域の類型、及び個別の商品、サービス、取引、又はデリバリー・チャンネルに関連した資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを評価する場合、(勧告12から16で規定されたものに加えて)潜在的に高リスクな状況の例としては以下のものを含む。</p> <p>(a) 顧客のリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務関係が異常な状況下で行われる（例：金融機関と顧客の間の地理的な距離が説明できないほど著しく離れている） ・ 顧客が非居住者である ・ 法人又は法的取極の形をとる個人的な資産保有形態である ・ 名義株主又は無記名株式を有する会社である ・ 取引が現金中心である ・ 会社の性質を考慮するに、当該会社の支配構造が異常又は過度に複雑である <p>(b) 国又は地理的なリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互審査又は詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書などの信頼のできる情報源により、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策が取られていないとされた国 ・ 例えば国連などで制裁、禁輸措置又は類似の措置の対象となっている国 ・ 信頼のおける情報によって著しいレベルの汚職又は他の犯罪行為が行われていると特定された国 ・ 信頼のおける情報によってテロ活動に資金提供又は支援を行っているとして特定され、もしくはその国の中で活動するテロ団体が指定された国又は地域 <p>(c) 商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関するリスク要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライベートバンキング ・ 匿名による取引（現金取引を含む） ・ 非対面の業務関係又は取引 ・ 素性の知れない又は業界や団体等に属さない第三者からの支払の受領

	第3次勧告	第4次勧告
<p>解釈ノート</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>(リスク変数)</p> <p>顧客、国又は地理的な場所、個別の商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを評価するとき、金融機関は、これらのリスクに関する変数を考慮しなければならない。これらの変数は、単独又は他のものと組み合わせて、潜在的なリスクを増減させることもあり、そのため、顧客管理措置の適切なレベルにも影響を与える。このような変数の例は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座又は業務関係の目的 ・ 顧客が預託している資産のレベル又は取引の規模 ・ 業務関係の規則性又は期間 <p>(厳格な顧客管理措置)</p> <p><u>明白な経済的又は法的目的のない、全ての複雑で、異常に規模の大きくかつ異常なパターンの取引について、金融機関は、合理的に可能な限り、その背景や目的を精査すべきである。資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが高い場合、金融機関は当該リスクに整合的な、厳格な顧客管理措置をとるよう求められるべきである。特に、金融機関は取引や活動の異常又は疑わしさを見極めるため、取引関係の監視の程度や性質を向上させるべきである。高リスクの業務関係に適用される厳格な顧客管理措置の例は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顧客に関する追加情報(例：職業、資産規模、公のデータベースやインターネットから入手可能な情報など)の入手並びに顧客及び受益者の身元情報のより頻繁な更新</u> ・ <u>業務関係の所与の性質に関する追加情報の入手</u> ・ <u>顧客の財源又は資金源に関する情報の入手</u> ・ <u>予定されている又はすでに実行された取引の目的に関する情報の入手</u> ・ <u>業務関係の開始又は継続に当たっての上級管理者の承諾の取得</u> ・ <u>管理の回数やタイミングを増やすことによる取引関係のより厳格なモニタリング、及びより精査が必要な取引パターンの選別</u> ・ <u>初回の支払を同様の顧客管理水準を有する銀行にある顧客の口座から行うことを求めること</u>
<p>メソドロジー</p>	<p>[勧告5関係] (5.8)</p> <p>金融機関は、リスクの高い分野の顧客、業務関係又は取引に対し、厳格な顧客管理措置を行うことを義務付けられなければならない。リスクの高い分野の事例 (Basel CDDペーパーから取得) には以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 非居住者である顧客 b) プライベートバンキング c) 個人的資産を保持する媒体 (vehicle) である信託のような法人又は法的取極め d) 名義株主又は無記名株式を有する会社 <p><u>厳格な顧客管理措置の種類には、勧告6で規定されているような措置を含む。</u></p>	<p>[勧告10関係] (10.17)</p> <p><u>金融機関は、資金洗浄及び資金供与のリスクが通常より高い場合、厳格な顧客管理措置をとらなければならない。</u></p>

論点7 - 3 異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について（勧告11）（新勧告10）

明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な又は異常な大口取引に対して特別な注意を払うほか、そのような取引について調査を行い、その結果を文書化し保存することが義務付けられていない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	<p>[勧告11] <u>金融機関は、明らかな経済的目的又は明白な合法的目的を有さない全ての複雑な通常でない大口の取引又は全ての通常でない形態の取引に対して、特別な注意を払うべきである。これらの取引の背景及び目的は、可能な限り調査し、調査結果を文書にした上で、権限ある当局及び監査人の役に立つよう、利用し得るものとすべきである。</u></p>	(記載なし)
解釈ノート	<p>[勧告10、11関係] 保険業務に関して、取引とは、保険商品そのもの、支払保険料及び給付金を指すものと理解すべきである。</p>	<p>[勧告10関係] (厳格な顧客管理措置) <u>20. 明白な経済的又は法的目的のない、全ての複雑で、異常に規模の大きいかつ異常なパターンの取引について、金融機関は、合理的に可能な限り、その背景や目的を精査すべきである。</u></p>
メソドロジー	<p>[勧告11関係] (11.1) <u>金融機関は、明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な又は異常な大口取引、又は異常な取引形態に対し、特別な注意を払うことを義務付けられなければならない。</u> そのような取引又は取引形態の例には次のものを含む。業務関係に不釣り合いな取引、特定の限度額を超える取引、口座残高と不釣り合いな極めて高い口座稼働率、又は通常の口座の動きから外れた取引。 (11.2) <u>金融機関は、そのような取引の背景及び目的について可能な限り調査するとともに、調査結果を文書にすることを義務付けられなければならない。</u> (11.3) <u>金融機関は、そのような調査結果を、最低5年間、権限ある当局及び監査人が利用可能な状態にすることを義務付けられなければならない。</u></p>	(記載なし)

論点8 既存顧客に対する顧客管理について（勸告5）（新勸告10）

重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を行うことが義務付けられていない。

	第3次勸告	第4次勸告
勸告	[勸告5] 金融機関は重要性及びリスクに応じて既存顧客にもこの勸告を適用し、また適切な時期に既存の業務関係についての顧客管理措置を行うべきである。	[勸告10] 金融機関は重要性及びリスクに応じて既存顧客にもこの勸告を適用し、また、適切な時期に既存の業務関係についての顧客管理措置を行うべきである。
解釈ノート	[勸告5関係] (履行済みの身元確認及び照合に対する依存) 5. 勸告5で定められている顧客管理措置は顧客が取引する都度、金融機関が当該顧客の身元確認や照合を繰り返し行うことを意味しない。当該情報の真実性について疑いが無い限り、金融機関は当該金融機関が既に実施した身元確認及び照合措置を信頼することができる。金融機関が疑いをもつような場合とは、例えば、当該顧客が資金洗浄の疑いがある場合、又は顧客の口座が顧客の業務状況と整合性なく操作されているというような実質的な変更がある場合である。 (既存顧客に対する身元確認義務) 8. 銀行業務を取扱う機関に顧客管理手続を適用するときには、既存顧客に対する身元確認に関してパーゼルCDDペーパーで示された諸原則はガイダンスとして活用されるべきであり、それは関連する場合には他の金融機関にも適用され得る。	[勸告10関係] (E. 既に実施済みの特定及び確認措置への依存) 10. 勸告10に定める顧客管理措置は、金融機関が当該顧客との取引の都度、顧客の身元確認及び照合を繰り返し行わなければならないことを意味するものではない。金融機関は、既に取得している情報の正確性に疑いを抱かない限り、すでに実施した身元確認及び照合の措置に依存することができる。金融機関が疑いを抱くような場合というのは、例えば、当該顧客に関して資金洗浄の疑いがある場合、又は顧客の口座が顧客の業務状況と整合性なく操作されているというような重大な変化がある場合などである。 (G. 既存顧客) 13. 金融機関は、以前に当該顧客の顧客管理を行ったのか、それがいつであったか、またその際に入手した記録の適切性を考慮しつつ、実在性及びリスクをベースにして、既存顧客への顧客管理措置を行い、また適切なタイミングで既存の顧客関係の管理を行うよう求められなければならない。
メソドロジー	[勸告5関係] (5.1) 金融機関が、匿名口座及び偽名口座を持つことを許されてはならない。 番号口座が存在する場合、金融機関はFATF勸告の完全な遵守を達成する方法で、番号口座を維持することを義務付けられなければならない。例えば、金融機関は、基準に従って適切に顧客の身元の確認を実施し、顧客の本人確認記録を、資金洗浄・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者、その他適切なスタッフ及び権限ある当局が利用できるようにしなければならない。 (5.17) 金融機関は、重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を適用し、さらに適切な時期に既存の業務関係について精査を行うことを義務付けられなければならない。 銀行業務を行う金融機関（及び関連する場合は、他の金融機関）が、こうした措置を行うにあたっての適切な時期の事例としては、(a) 相当額の取引が行われたとき、(b) 顧客からの書類収集の基準が実質的に変更になったとき、(c) 口座の操作方法に実質的な変更があったとき、(d) 金融機関が、既存の顧客に関する十分な情報が不足していると認識したときである。 (5.18) 金融機関は、既存の顧客が基準5.1に該当する場合、当該顧客に対して顧客管理措置を実施することを義務付けられなければならない。	[勸告10関係] (既存顧客) (10.16) 金融機関は、既存顧客への顧客管理措置を行い、以前に当該顧客管理を行ったのか、それがいつであったのか、またその際に入手した記録の適切性を考慮しつつ、重要性及びリスクをベースにして適切なタイミングで既存顧客関係の管理を行わなければならない。

FATFによる諸外国の審査状況等(論点関係部分)

国名 論点	アメリカ	イギリス	イタリア	フランス	シンガポール	日本
卒業・未卒業の別	FATF第3次相互審査未卒業		FATF第3次相互審査卒業(個々の論点で不備がある場合もある)			FATF第3次相互審査未卒業
-1:取引時確認を行わないことができる取引について	国営企業等の特定の取引については、規定外の本人確認の取扱いを容認。	一定の取引について顧客管理から完全に除外されており、その範囲が広い。	簡素化された措置の適用基準が適正ではない。	マネロンのリスクが低い場合に、いかなる顧客管理も行わないことを容認。	マネロンのリスクが低く、十分に顧客の身元確認が可能な場合は、簡素化された措置を容認。	一定の場合に取引時確認を行わないことができるが、その証明がなされていない。また、マネロンのリスクが低くてもゼロでないであれば、取引時確認が全く不要とはされない。
-2:マネロン・ローンダリング、テロ資金供与の疑いがある取引に対する顧客管理措置について	マネロン・テロ資金供与の疑いがある取引を含め、リスクの高い取引には厳格な顧客管理を義務付け。		マネロン・テロ資金供与の疑いがある場合は、顧客管理措置を義務付け。		マネロン・テロ資金の疑いがある場合の上記の除外規定がない。	法令で義務付けられている顧客管理措置を実施すべきマネロン・テロ資金供与の疑いがある場合について、審査基準で想定されるものがすべて含まれていない。
-1:継続的な取引における顧客管理について(取引の精査)	SAR(Suspicious Activity Report)の届出義務により、当該届出に必要な情報の精査も行われているとしているが、明示的な義務付けがない。		継続的顧客管理(取引の精査)を行うことを義務付け。			顧客との取引関係が継続している限り、事業者が保有する顧客情報に照らして、実際の取引に不審点がないか精査を継続することが法令で義務付けられていない。
-2:リスクの高い分野の顧客・取引に対する厳格な顧客管理等について	リスクの高い場合は、厳格な顧客管理を義務付け。	リスクの高い場合は、厳格な顧客管理及び継続的監視を義務付け。	リスクの高い場合(非対面取引、国外PEPs等が例示)は、厳格な顧客管理を義務付け。	リスクの高い場合は、追加的な顧客管理措置が規定されているが、厳格な継続的監視が義務付けられていない。	リスクの高い場合(PEPs、タックスヘイブンにある法人、両替・送金業者を例示)は、厳格な顧客管理を義務付け。	高リスク取引の範囲が狭すぎることに加え、高リスク取引が強化された顧客管理の対象とされていない。
-3:異常な大口取引、異常な取引形態等への特別な注意・調査・記録保存等について	異常な大口取引等に対し、特別な注意を払うよう体制の整備及び5年間の記録保管を義務付け。	複雑で異常な大口取引等一定の取引の把握及び精査に関するポリシーと手続を設けること義務付け。ただし、記録保存を求める規定はなし。	異常な取引について特別な注意を払うこと及び当該取引に係る記録を保存することを求めている。		異常な大口取引等に対し、特別な注意を払うこと、当該取引に係る記録を最低5年間保持することを義務付け。	異常な大口取引等に対し、特別な注意を払うこと及び当該取引について調査を行い、その結果を文書化し保存する義務がない。
既存顧客に対する顧客管理について	顧客管理について、顧客情報が真正であると信ずるに足る合理的な理由がある場合以外は顧客管理を義務付け。	リスクに応じて適宜のタイミングで既存顧客に対して顧客管理を行うことを義務付け。	既存顧客に対する顧客管理を完了させるよう義務付け。	改正された法規制が、本件に効果的に機能しているかを評価するには時期尚早である。	金融機関が自ら行ったリスク・アセスメントを考慮の上、重要性及びリスクに応じて、顧客管理を行うことを義務付け。	重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を行うことが義務付けられていない。
						【備考】 ・ FATFホームページ上の各国の相互審査報告書等の調査結果であるため、最新の状況を反映したものではない可能性がある。 ・ 評価(/ ×)は、FATFの報告書等を基に、参考のため事務局において付したものの。 【凡例】 ○:FATF相互審査等で指摘されていない ×:FATF相互審査等で指摘されている

追加資料 1

諸外国における敷居値に関する規定

諸外国における敷居値に関する規定

<p>【FATF 勧告 5】 When CDD is required (顧客管理が求められるとき) b) carrying out occasional transactions above the applicable designated threshold (USD/EUR 15,000). This also includes situations where <u>the transaction is carried out in a single operation or in several operations that appear to be linked</u></p>
--

【アメリカ】 Code of Federal regulation (CFR) (7-1-09 Edition)

PART 103 - FINANCIAL RECORDKEEPING AND REPORTING OF CURRENCY AND FOREIGN TRANSACTIONS

§ 103.22 Reports of transactions in currency

(2) Multiple transactions — general. IN the case of financial institutions other than casinos, for purpose of this section, multiple currency transactions shall be treated as a single transactions if the financial institution has knowledge the they are by or on behalf of any person and result in either cash in or cash out totaling more than \$10,000 during any one business day (or in the case of the Postal Service, any one day). Deposits made at night or over a weekend or holiday shall be treated as if received on the next business day following the deposit.

【イギリス】 The Money Laundering Regulations 2007

PART 1 GENERAL

2 Interpretation

“occasional transaction” means a transaction (carried out other than as part of a business relationship) amounting to 15,000 euro or more, wether the transaction is carried out in a single operation or several operations which appear to be linked;

【シンガポール】 Mas (Monetary Authority of Singapore) Notice

4 CUSTOMER DUE DILIGENCE

CDD Measures for Non-Account Holders

4.30 Where a bank suspects that two or more transactions are or may be related, linked or the result of a deliberate restructuring of an otherwise single transaction into smaller transactions in order to evade the measures provide for in this Notice, the bank shall treat the transactions as a single transaction and aggregate their values for the purpose of this Notice.

諸外国における敷居値に関する規定（仮訳）

【FATF勧告5】顧客管理が求められるとき

b) 一定の基準額（15,000米ドル/ユーロ）を超える一見取引。これには、取引が単独執行で行われた場合又は関連するとみられる複数執行で行われた場合も含む。

【アメリカ】 連邦行政命令集（2009年7月1日）

PART 103 - 取引記録の保存及び現金・海外取引の届出

§ 103.22 現金取引に関する届出

(2) 複数取引—全般。カジノ以外の取引において、複数の取引について、それらが一営業日の間（郵便サービスの場合は1日）に合計10,000ドル以上になる現金引出し又は預入れが、同一の人物又は同一の委任者によるものであることについて金融機関が認識している場合は、これら複数の取引は単独取引とみなす。預金が夜間又は休日に行われたときは、翌営業日の取引として扱う。

【イギリス】 マネー・ローンダリング規則2007

PART 1 総則

2 解釈

”一見取引”とは、（継続した業務関係以外の形で行われる）15,000ユーロ以上の取引で、取引が単独執行で行われた場合又は関連するとみられる複数執行で行われた場合

【シンガポール】 金融庁通達

4 顧客管理

非口座保有者に対する顧客管理

4.30 銀行が2又はそれ以上の取引が関連していると疑う場合又はそれらが本通達による諸対策を免れるために単独取引を分割して少額の取引に見せるためのものと疑う場合は、それら複数の取引を集散的に単独取引とみなす。

追加資料 2

FATF「PEPsガイダンス
(2013年6月)」抄訳

POLITICALLY EXPOSED PERSONS (RECOMMENDATIONS 12 AND 22) (抄訳)

目次

略語.....	2
I. まえがき.....	3
II. 定義.....	4
III. 勧告10（顧客管理措置）と勧告12との関係及びPEP s に対し特に必要となる事項.....	5
A. 外国のPEP s	7
B. 国内又は国際機関のPEP s	8
C. 真の受益者の身分確認.....	9
生命保険契約の受取人.....	10
IV. 勧告12の範囲.....	10
A. 特に重要な公的役割.....	10
B. PEPたる地位の時間的制限.....	12
C. 家族又は近い間柄にある者.....	12
V. PEP s 及びその家族又は近い間柄にある者を特定するための情報源の使い方についてのガイダンス.....	13
A. 顧客管理措置に関する情報を常に最新のものにしておくこと.....	14
B. 従業員.....	14
C. インターネット及びメディアによる検索.....	14
D. 商業用データベース.....	15
E. 政府が発行するPEPリスト.....	16
F. 内部データベース並びに金融グループ又は国家内での情報共有.....	17
G. 資産開示システム.....	17
H. 顧客による自己申告.....	18
I. 権限ある当局による情報共有.....	18
VI. 異なるタイプのPEPに適用され得る措置.....	19
A. 外国のPEP s 並びに国内又は国際機関におけるPEP s とのハイリスクな取引関係.....	19
上級管理者の承認を得ること.....	19
財源及び資金源を立証すること.....	20
業務関係についてより厳格な継続的監視を実施すること.....	22
B. ハイリスクが存在しない場合の国内又は国際機関におけるPEP s	23
C. ハイリスクな生命保険契約.....	23
VII. 監督.....	23
内部管理（勧告18）.....	25
VIII. その他の問題.....	25
A. 起訴及び有罪判決の免除.....	25
B. 差別防止法との関係.....	25
C. ベスト・プラクティスの共有.....	26
別表1. PEP s の危険信号.....	27
別表2. 参考資料.....	33

I. まえがき

- 1 金融活動作業部会（FATF）において、重要な公的地位を有する者（PEP）は、現在又は過去に特に重要な公的役割を与えられた個人であると定義する。多くのPEPsは、その地位及び影響力から、マネロン罪及び腐敗や贈収賄を含む前提犯罪、更にはテロ資金供与に関連する行為を犯す目的で悪用される潜在的可能性がある立場にあるとされている。

- 4 勧告12では、顧客又は真の受益者が外国のPEPs又はその関係者であるか否か、もしそうである場合には、PEPsと取引を行うかどうかを判断するため、通常の顧客管理措置（CDD）（勧告10参照）に加えて追加措置をとるなど、金融機関に適切なリスク・マネジメントシステムを導入させるよう各国に求めている。

II. 定義

- 外国のPEPs：外国において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。
- 国内のPEPs：国内において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。
- 国際機関のPEPs：国際機関において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた者とは、例えば当該機関の長官、副長官及び理事会やそれと同等な委員会のメンバーといった、上級管理者又はこれと同等の機能を任せられてきた個人をいう。
- 家族とは、直接的に（直系血族）、婚姻を通じて又はその他のパートナーシップの形態によりPEPと繋がりのある個人を指す。
- 近い間柄にある者とは、社会的又は職業上PEPと密接な関係を有している個人を指す。

III. 勧告10（顧客管理措置）と勧告12との関係及びPEPsに対し特に必要となる事項

A. 外国のPEPs

- 21 金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、勧告12に従って、顧客又は真の受益者が外国のPEPであるかどうかを判断するため、内部管理の一環として、適切なリスク・マネジメントシステムを導入するよう要求されている。
- 23 外国のPEPsはいかなる場合でもハイリスクであるとされており、勧告10で述べられているリスクのより高い顧客と同様に、強化された顧客管理措置の対象とす

ることが求められる。勧告12では、外国のPEPと取引関係を契約・維持する場合、通常の序列段階ではなく上級管理者の段階で意思決定をすることを求めている。このことにより、取引又は活動が不審若しくは疑わしいものか否かを判断する目的で、取引関係の監視を強化することなど、より多くの事前措置を講ずることとなる。更に、勧告12では、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家に対し、財源及び資金源を立証するための合理的な措置をとることを求めている。

B. 国内又は国際機関のPEPs

25 金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、勧告12に従って、顧客又は真の受益者が国内又は国際機関のPEPであるかどうかを判断するため、内部管理の一部として、適切なリスク・マネジメントシステムを導入するよう要求されている。

27 リスク評価の結果、国内又は国際機関のPEPとの取引関係が通常若しくはローリスクであると立証された場合、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、強化された顧客管理措置をとることを要しない。

IV. 勧告12の範囲

A. 特に重要な公的役割

37 中級又は下位の個人は、「重要な公的地位を有する者」という用語の定義から明確に除外される。

B. PEPたる地位の時間的制限

44 特に重要な公的な地位から外れた顧客の管理については、一律の年月の経過に基づいてではなく、リスク評価に基づいて行われるべきである。

C. 家族又は近い間柄にある者

52 FATF勧告では、PEPsの家族又は近い間柄にある者をPEPsとして定義するよう求めている。それは、犯罪収益を移転し、又は犯罪収益を配置及び仮装する目的で、及びテロ資金供与の目的で当該関係が悪用される可能性があるためである。

V. PEPs及びその家族又は近い間柄にある者を特定するための情報源の使い方についてのガイダンス

54 どの顧客又は真の受益者がPEPsであるか、また、その家族又は近い間柄にある者は誰なのか特定することは容易ではない。このことは最新の情報を直ちに入手することができないような外国のPEPsに関しては、特に当てはまる。

55 顧客管理措置は、顧客がPEPsであるかどうかを判断するための鍵となる情報源であることを強調しておく。

金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、特に顧客が外国のPEPであるか否かを判断する場合には、追加的な情報源の活用を検討すべきであり、その理由

は上記に述べたとおりである。

56 法執行機関や監督官庁とは異なり、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、顧客という価値のある情報源へのアクセス権を有している。

- A. 顧客管理措置に関する情報を常に最新のものにしておくこと
- B. 従業員
- C. インターネット及びメディアによる検索
- D. 商業用データベース

61 この種データベースを活用することは、F A T F 勧告では要求されておらず、かつ勧告12を満たすには十分ではない。

62 この種データベースの活用を従来の顧客管理措置の手順と取り替えてはならない。

- E. 政府が発行するPEPリスト

65 実名入りのリストに関して言えば、国内のPEPsリストには問題があると思われる。その理由は、国内のPEPsリストはすぐに古いものになってしまう、管理が困難である、維持費用がかかる、家族又は近しい間柄にある者が含まれていないというものであり、それ故F A T Fはこの取り組みを擁護しない。

66 特に重要な公的役割（例：PEPsにより占められている地位）とされる、国内の地位・機能に関するリストは実用的であり、金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家が、どの者がPEPであるかを判断するための重要な情報源となり得る。

- F. 内部データベース並びに金融グループ又は国家内での情報共有

69 外国のPEPsに関して言えば、ベストプラクティスとは、国際的な金融グループに属する機関が、マネロン対策の目的で、PEPsに関する情報を共有することである。

- G. 資産開示システム

- H. 顧客による自己申告

77 金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家は、顧客に対しPEPの定義を伝えた上で、その定義に合致しているかどうか尋ねる場合において、単に自己申告に基づくことのないことを確保すべきである。

- I. 権限ある当局による情報共有

VI. 異なるタイプのPEPに適用され得る措置

- A. 外国のPEPs並びに国内又は国際機関のPEPsとのハイリスクな取引関係

79 外国のPEPsは、いかなる場合においても、強化された顧客管理措置をとる必要があるハイリスクであるとされている。

● 上級管理者の承認を得ること

● 財源及び資金源を立証すること

● 業務関係についてより厳格な継続的監視を実施すること

95 外国のPEPsは、いかなる場合においてもハイリスクであるとされているが、このことは、強化された取引関係の継続的監視が常に求められていることを意味する。

VII. 監督

VIII. その他の問題

追加資料 3

介護保険法に定める 実質的支配者に関する規定

○介護保険法〔平成9年12月17日号外法律第123号〕（抄）

第5章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第2節 指定居宅サービス事業者

（指定居宅サービス事業者の指定）

第70条 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

（略）

六の三 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

○介護保険法施行規則〔平成11年3月31日号外厚生省令第36号〕

（法第70条第2項第6号の3の厚生労働省令で定めるもの等）

第126条の3 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

- 2 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。
 - 二 法第41条、第42条の2、第46条、第53条、第54条の2又は第58条の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイからヌまでに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれイからヌまでに定めるサービスを行っていたこと。
 - イ 居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。以下この号イにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する居宅サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ロ 特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護
 - ハ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号ハにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型サービス（法第42条の2に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する地域密着型サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ニ 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ホ 居宅介護支援事業に係る指定の申請者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援
 - ヘ 介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この号へにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ト 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護
 - チ 地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下この号チにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する地域密着型介護予防サービスのうちいずれか一以上のサー

ビス

リ 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護

ヌ 介護予防支援に係る指定の申請者 指定介護予防支援

- 5 前条第一項の規定は、法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。